

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○保安林の指定施業要件の変更予定 (治山林道課)	1
○廃川敷地等が生じた件 (河川課)	1
○道路の区域変更(3件) (道路課)	1
○道路の供用開始 (〃)	2
○都市公園法に基づき保管した所有者不明の工作物等の返還 (公園下水道課)	2

入札公告

○一般競争入札(平成23年度高知県情報ハイウェイに係るインターネット接続サービス使用契約)の公告 (情報政策課)	2
--	---

告 示

高知県告示第89号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。
平成23年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宿毛市(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 魚つき
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宿毛市(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的

- 名所又は旧跡の風致の保存
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第90号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により次のとおり告示する。
なお、その関係図書は、高知県土木部河川課及び高知県中央土木事務所にて備え置いて縦覧に供する。
平成23年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 河川の名称 二級河川山北川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成23年2月22日
- 3 廃川敷地等の位置
 - 左岸 香南市香我美町山北宇国常820番1地先から823番1地先まで
 - 右岸 香南市香我美町山北宇北川原1281番1地先から字鎌田827番3地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 1802.45平方メートル
- 5 河川法施行法(昭和39年法律第168号)第18条の規定によりなお効力を有するものとされる河川法(明治29年法律第71号)第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

高知県告示第91号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成23年2月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成23年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 土佐清水宿毛
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐清水市下ノ加江字堂ヶ谷2795番9から 土佐清水市下ノ加江字摺木山3403番1まで	前	2.9 } 6.6	154
	後	5.1 } 12.9	154

高知県告示第92号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成23年2月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成23年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 藪ヶ市松野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市西土佐中家地字西クイ原1216番から 四万十市西土佐中家地字ヲカタノマエ1205番まで	前	3.0 } 9.0	260
	後	4.1 } 32.0	260
四万十市西土佐中家地字堂野215番1から 四万十市西土佐中家地字堂野1140番1まで	前	3.8 } 7.4	194
	後	5.0 } 8.8	194
四万十市西土佐中家		3.2	

地字堂野202番7から 四万十市西土佐中家 地字柳ノ本137番1 まで	前	8.6	200
	後	6.5 22.4	200
四万十市西土佐中家 地字柳ノ本145番1 から 四万十市西土佐中家 地字梅ノ木谷1番1 まで	前	3.3 11.0	173
	後	6.5 22.8	173

高知県告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年2月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上郷橋原
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡橋原町横貝94番から 高岡郡橋原町横貝91番1まで	前	4.3 7.2	55
	後	8.7 33.1	55

高知県告示第94号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年2月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 上郷橋原
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡橋原町横貝94番から 高岡郡橋原町横貝91番1まで	55	平成23年2月22日

高知県告示第95号

都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第27条第3項の規定に基づき工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）を除却し、又は除却させ、同条第4項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第5項及び高知県立都市公園条例（平成17年高知県条例第7号）第38条第1項第2号の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、平成23年7月19日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

平成23年2月22日

公園管理者

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
大谷古霊神社（神社1社及び鳥居1基）
- 2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
香南市野市町大谷字下モ谷801番地
平成23年1月17日午前11時
- 3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
平成23年1月17日午後1時
香南市野市町大谷738番地 高知県立のいち動物公園管理事務所
- 4 法第27条第5項及び高知県立都市公園条例第38条第1項第1号の規定による公示の日及び場所
平成23年1月17日
高知県庁前の掲示場及び高知県中央東土木事務所
- 5 所有者等の行うべき措置
工作物等の所有者等は、期限までに高知県土木部公園下水道課の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。
- 6 公園管理者の措置
公園管理者は、工作物等の所有者等が5の措置を行わないときは、法第27条第10項の規定により当該工作物等の所有権が公園管理者に帰属した後に廃棄を行うものとする。
- 7 問い合わせ先

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県土木部公園下水道課
(電話番号088-823-9853)

入 札 公 告

平成23年度高知県情報ハイウェイに係るインターネット接続サービス使用契約について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 入札に付する事項

(1) 件名

平成23年度高知県情報ハイウェイに係るインターネット接続サービス使用契約

(2) 業務の内容等

入札説明書による。

(3) 業務の履行期間

平成23年7月1日から平成24年6月30日まで

(4) 入札方法

ア 入札金額は、この入札公告に示した業務の履行期間における利用料の月額を入札書に記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げるすべての要件を満たす者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者であること。

(3) 高知県における「平成21～23年競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に記載されている者であること。

(4) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-0870

<p>高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル 高知県文化生活部情報政策課 電話番号088-823-9650 ファクシミリ番号088-823-9647 電子メールアドレス141201@ken.pref.kochi.lg.jp</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 ア 手渡しによる交付の場合 平成23年2月22日（火）から同年3月11日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。 イ ダウンロードによる交付の場合 平成23年2月22日午前10時から同年3月11日午後5時までの間に高知県一般競争入札等公告情報のホームページ（http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180000/nyuusatujouhou-index.html）で交付する。</p> <p>(3) 入札参加意思確認書の提出期限及び提出方法 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示された入札参加意思確認書を平成23年3月11日午後5時までに(1)の契約条項を示す場所に持参、郵送（同日午後5時までに必着すること。）又はファクシミリ（送信後、電話で着信を確認すること。）により提出すること。</p> <p>(4) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成23年4月4日（月）午後2時 イ 場所 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎厚生棟2階 会計管理局作業室</p> <p>4 その他 (1) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。 (2) 最低制限価格の設定の有無 無 (3) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (4) 落札者の決定方法 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。 (5) 契約書作成の要否</p>	<p>要</p> <p>(6) 資格審査に関する事項 2の(3)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成23年3月11日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(7) 予算の成立に関する事項 平成23年度高知県一般会計予算が可決されなかった場合は、本件手続の停止等を行うことがある。</p> <p>(8) 詳細は、入札説明書による。</p>	
---	---	--